

会 議 録

|       |          |                           |           |
|-------|----------|---------------------------|-----------|
| 内容承認  | 公開・非公開の別 | <開催日>平成19年11月29日(木)       | <傍聴人数> 0名 |
| 富野委員長 | 公開の別     | <時 間>14:00～16:00          | <傍聴室>     |
| 承認    | 公開       | <場 所>岸和田市役所新館4階<br>第2委員会室 | 第2委員会室    |

<名称> 第5回(平成19年度第3回)岸和田市自治基本条例推進委員会

<出席者>

(自治基本条例推進委員会委員出欠状況)○は出席、■は欠席

|    |    |    |    |    |   |   |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 富野 | 山口 | 松村 | 西出 | 木下 | 野 | 原 | 片岡 | 桜井 | 中村 | 鈴木 | 西村 | 次井 |
| ○  | ○  | ○  | ■  | ○  | ■ | ■ | ■  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |

事務局)企画課:西川課長、森口参事、池内主査、陣川

関係課)総務管財課:寒川担当長

<議題>

- (1)作業部会の作業状況報告について
- (2)建議の内容と今後の進め方について

<概要>

- 自治基本条例推進委員会(以下、推進委員会という。)作業部会で、自治基本条例に規定されている 前文・各条文 と 個々の条例・総合計画の政策や施策 との関連について、これまでに検証した結果を報告するとともに、建議内容と今後の進め方について確認を行った。

- 事務局より、これまでの経過と推進委員会作業部会における作業の報告を行う。
- 以下、質疑応答

(委員長)

作業部会での作業結果について、コメントをいただきたい。

(副委員長)

「新たな措置が必要」な政策・施策が多く、その対応の仕方で、建議の内容が変わってくる。

(委員長)

自治基本条例を機能させていくため、推進委員会で総合計画との検証を行ったが、この委員会の役割は「自治基本条例をどのように政策・施策に展開していくかを検証すること」である。

自治基本条例は市の憲法であることから、本来ならば各条文を、個別の条例に対応させると具体的にどうなっているのかをみるべきで、前文を直接対応させることはあまりない。例えば、日本国憲法では国際平和主義が謳われているが、それに対する法律はない。総合計画には、重要な政策として産業の項目があるが、自治基本条例にはその規定はない。推進委員会の役割として、産業政策の条例まで建議するのだからである。つまり、自治基本条例を体系化して、条例の抜けている部分を埋めていくのか、それとも産業政策は重要だから、それも含めて検討するのだからである。

自治基本条例に記述されている各条文に対応して、どのような条例が抜けているかを再度まとめる方が望ましい。また、総合計画は自治基本条例の条文体系に沿っていないので、その条文体系に対応させて総合計画に盛り込ませる要求は可能である。

もう一点は、「政策条例」、「個別条例」あるいは「個別条例の項目」のどのレベルまで踏み込むのだからである。2つの考え方があり、1つは、政策条例の基本部分やその修正部分についてまとめ、個別条例については距離をおく。もう1つは、いくつかの類型として政策条例と個別条例まで踏み込む。

(委員)

作業部会で議論したように、出来れば日常感覚からの視点を生かしてまとめることも必要である。条例化することを建議するのか、政策の推進に向けた建議にするのかである。仮に条例を作るとしても、単に「条例が必要」というのではなく、市民が日常的に感じている理由や根拠を添えて、自治基本条例の目的に合った条例の必要性を意見することが重要である。

(委員)

作業部会の役割は、推進委員会で検討する内容を全部提示することと認識しているので、議会等で検討すべきことまでを含めて十分な議論をしてきた。

方向性についてどのように改めるべきかを検討するのは必要だが、作業部会の議論が生かされるようにまとめていきたい。

(委員)

作業部会で踏み込むべきかどうかというような内容についても議論した。自治基本条例に規定されている条項で、政策条例等がなくても進捗しているものは、追加や改定の必要はないが、明確に建議されなければ自治基本条例に規定されていることが進捗しないような政策・施策は政策条例等で規定してもらいたい。

(委員)

建議まで残り半年なので、今後の作業部会では推進委員会で議論された方向性で整理を始めたい。自治基本条例ではその策定時に具体性のない事柄は前文に盛りこんだ経緯があり、前文も重要な意味を持っている。

また、一部事務組合については、自治基本条例の第 27 条に含まれるのかどうかである。

(委員)

与えられた期間で議論を尽くし、行政側にくみ取ってもらえるような建議に仕上げていきたい。

(委員長)

次に建議内容について議論する。岸和田市の推進委員会は、自治基本条例の運用方法において、全国自治体の見本となり得る重要な委員会である。

(副委員長)

自治基本条例第 9 条の「議会」について、作業部会でどんな議論がなされたか。

(事務局)

総合計画の中には収まらない条例として議論された。三重県や栗山町では既に議会基本条例が制定されたことに鑑み、本市でも議会基本条例の制定に向け、前向きに議会で検討してもらいたいとの内容であった。

(委員長)

建議にあたっては、自治基本条例に規定されているが総合計画にない内容をどのように扱うかの問題がある。

(委員)

確かに、総合計画では第 9 条の「議会」や第 26 条の「法務」について謳われていないが、作業部会では、議員の倫理に関する条例やコンプライアンス問題についても議論された。

(委員長)

1 つ目は建議の仕方だが、自治基本条例の条項全てを指摘するか、実現可能なものだけを指摘するかである。優先順位の付け方が重要で、実現可能性の判断をつけないといけない。

2 つ目に、自治基本条例第 27 条の解釈として、一部事務組合が含まれるか等の解釈をこの推進委員会が行うかである。しかし、頻繁に自治基本条例を改定すると理解しにくくなるのであれば、第 27 条でどこまで解釈できるか等の条文解釈をこの推進委員会で行っても良いのではないか。

(副委員長)

第27条では「市が2分の1以上出資をしている団体は財政状況を公表しなければならない。2分の1未満10分の1以上では公表に努めなければならない。」となっている。しかし、第27条の趣旨から考えると、10分の1未満だからといって財政状況を公表しなくて良いというわけではない。義務の割合が減るだけで公表すべきである。

(委員)

時期が熟していない政策条例の制定を建議しても、自治基本条例の趣旨に沿わないので、実現可能な事項について建議し、理想論的なものや今後検討すべきものは次の機会にしてはどうか。

(委員長)

今後、推進委員会が2年単位で設置されるならば、第1期の推進委員会で自治基本条例の条項全てを建議しなくても良いのではないか。

(事務局)

推進委員会は今回第1期と考えており、今後も引き続き第2期、第3期と続けたい。これまで未整備な部分について議論してきたが、この2年間で全て出来るとは思っていない。第1期終了後も新たな課題が出てくるであろうし、実際に建議した内容について進捗状況等も検証していかなければならない。

(委員)

これまで総合計画を基に検証してきたが、建議の内容をまとめるに当たっては、自治基本条例を前面に出し、それに対してどうであるかをまとめていけばどうか。全部を記述する必要はないが、出来るだけ早期の議会基本条例の制定要望や、実現可能なことを建議したい。

(事務局)

自治基本条例の前文と各条文とがあるが、各条文は建議でまとめて、前文はその付帯意見としてもいい。個別条例については、推進委員会としては距離を置くべきではないか。

- 事務局より、建議案を説明。
- 以下、質疑応答

(委員長)

総合計画を基に検証したので、総合計画と自治基本条例の関係について建議するのも一つの方法である。また、こういう条例が必要であるというだけでなく、運用の仕方についても記述する方法もある。

(委員)

作業部会の議論よりも、更に具体的な内容まで踏み込みたい。記述の仕方としては、「○○の目的のために、○○すべきである。」と自治基本条例の条項を踏まえた形にし、あまり内容には触れないのが良いのではないか。

具体的には、「自治基本条例第○条の規定に照らすと、○○の課題があり、○○の条例が必要である。」というように条文と社会情勢とを合わせて実用性を謳うのはどうか。

(委員)

優先順位の中身にもよるが、優先順位の高いものについては自治基本条例の目的が○○であって、それに対して条例をこういう方向で改定していくべきであるという方向性を示すのが望ましい。

(事務局)

これまでの作業部会の議論をまとめて建議にすることも出来るが、具体的な内容も記述すべきと考えている。どこまで記述すべきかは更に議論を深めなければならないが、それらを全て行う

と膨大な時間がかかり、不可能である。

一つの考え方として、自治基本条例の前文と条文があるが、本来的には条文を建議すべきである。次に、政策条例と個別条例に振り分け、その振り分けられた部分について、自治基本条例の目的に照らして、「○○の部分の○○の視点で○○の考えの条例や制度が必要である。」ということまで記述しても良い。

（副委員長）

作業を行った事項については略す必要はない。並列して記述していくのだが、ランク付けしなくても自ずから優先順位がついてくるのではないかと。十分検討したものは詳細な記述があり、そうでないものは頭出し程度になるかもしれないが、それは受け手（各所管課）が判断できる。

（事務局）

建議の内容の絞り込みに際し、その他の部分を記載しないのではなく、議論した事実は伝えるべきである。イメージとしては、各条文や政策条例などの強調すべき内容については建議として記述、前文や個別の具体的な内容については付帯意見として付け加えるような方法である。

（委員長）

推進委員会で建議した内容を、行政に義務を課するのであれば、ある程度絞り込まざるを得ない。あるいは、推進委員会で全部は検証できないので、付帯意見を付け加えて検討した内容を全部提示するので、後は行政や議会で検証するとするかである。

（副委員長）

建議後、それを受けて各所管課が対応することになるが、その結果が「不必要」との判断もあり得る。また、その結果を次期推進委員会に報告する必要もある。推進委員会としてその後のフォローをどうするか。又は、それを行政側が選択して「○○は重要、○○は次期の推進委員会に諮問する」ことも有り得る。次期の推進委員会が監視組織になるのか、諮問を受けて答申する組織になるのかにより、方向性が変わる。並列させた記述項目の中から行政側に選択してもらうか、絞り込んだ記述項目を全て受け止めてもらうかである。

（委員）

行政には重要部分を全て受け止めてもらいたい。行政が選択する方法もあるが、各所管課が建議を重く受け止めてくれるか疑問もある。行政にはこの建議が市政運営においていかに重要かを認識していただきたい。

（委員）

記述方法であるが、緊急のものと長期的なものに分けるのはどうか。緊急課題は強調して要望を記述、長期的課題は行政に判断を委ねる形態にする。

（委員長）

今回の推進委員会は包括的なテーマ設定であり、行政側から自治基本条例の検証等による調査審議をしてほしいという諮問型であったが、この推進委員会は自治基本条例をどう生かしていくかについて行政が考えていない部分を市民の視点から見て考えていく、つまりは、諮問型でない方が良いのではないかと。

（副委員長）

監視になるかもしれないが、方向付けをするのが望ましい。推進委員会の方向付けについて行政がどう答えてくれるかの対話の仕組みづくりが大事である。具体的な問題については、自治基本条例推進委員会と○○条例制定委員会に分けて議論する方法もある。

（委員長）

次期の推進委員会は、行政が独自に作った条例の検証と、推進委員会の建議に対する行政の回答を議論することになる。

(委員)

次期の推進委員会の進め方を建議の中に盛り込むのはどうか。

(委員)

同意見である。建議の中で本文としてか、あるいは特記として盛り込みたい。この推進委員会が継続して設置され、検証が今後も行われることを望む。

(委員長)

自治基本条例推進委員会条例を制定すべき旨の建議があってもよく、建議の内容が本文、付帯文、特記の構成であっても良い。

(事務局)

自治基本条例第 33 条に第 4 項として、この推進委員会の規定を盛り込む方法もある。

(委員長)

本日の議論をまとめると、建議の内容について

- 記述の程度・範囲 ある程度具体的な内容にまで踏み込んでまとめる。
- どこまで踏み込むか 「自治基本条例第○条に基づいて○○を作るべき」、「○○条例制定へ向け視点や内容まで踏み込む。ただし条文の内容にまでは踏み込まない。」など踏み込みの程度を作業部会で議論する。
- 優先順位 項目の重要性によって2つ程度に違いをつける。「今後2年間くらいで実施して欲しい」とものと「行政内で検討していけば良い」とものである。また、総合計画にない分野のコンプライアンスや議会基本条例などを作業部会で検討してほしい。

そして、総合計画との関係であるが、建議の中で総合計画を基本にして検証した経緯を報告し、総合計画と自治基本条例との整合性を配慮して次期総合計画を策定してほしいと記述する程度にとどめるか、もう少し踏み込んで、次期総合計画を策定するに当たっては自治基本条例の中のこのような点に配慮してほしいと具体的に要望するかについても作業部会で検討してほしい。

(委員)

建議の体裁についてであるが、項目として「建議の内容」を前に位置付けた方が良い。

- 山口副委員長より情報提供「大和市自治基本条例について」
- 事務局より今後のスケジュールについて説明
- 今後の会議日程
  - ・第6回推進委員会は平成20年3月24日(月)14:00～ 岸和田市役所新館4階第2委員会室
  - ・次回作業部会は平成19年12月17日(月)18:00～ 岸和田市役所新館4階第1委員会室